

## 登別市ふるさと大使設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、登別市の観光施設や各種イベントをはじめ、経済を支えている企業等の話題を宣伝していただくとともに、ふるさとのまちづくりに役立つ情報を収集し提供していただくため「登別市ふるさと大使」を設置し、登別市の振興発展に寄与することを目的とする。

### (対象者)

第2条 登別市ふるさと大使の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者の中から大使にふさわしいと思われる人とする。

- (1) 登別市内に出先のある企業関係者及び首都圏等の企業勤労者
- (2) 登別にゆかりのある官公庁勤務者
- (3) 登別にゆかりのある著名人
- (4) その他特に市長が必要と認めた人

### (委嘱)

第3条 登別市ふるさと大使の数は、その都度必要な人員とする。

2 登別市ふるさと大使は、市長が委嘱する。

### (業務)

第4条 登別市ふるさと大使の業務は、次のとおりとする。

- (1) いろいろの機会を通して、登別市の話題を宣伝すること。
- (2) 登別市のまちづくりに役立つ情報を収集し提供すること。

### (任期及び再任)

第5条 登別市ふるさと大使の任期は、2年とする。ただし、本人の同意が得られた場合は、委嘱状を交付せず再任することとする。

### (報酬)

第6条 登別市ふるさと大使の委嘱に伴う報酬については、無償とする。

### (事務)

第7条 登別市ふるさと大使に関する事務は、総務部秘書広報グループにおいて処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成4年11月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成5年7月9日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。